

職員の懲戒処分について（令和6年8月教育委員会議定例会）（議案第21号）

No.	1
処分年月日	令和6年8月19日
処分の種類	戒告
処分の理由	担当業務の不適正処理 (事件・事故の概要) 被処分者は、令和4年度から5年度にわたり、以下のとおり担当業務の不適正処理を行った。 (1) 職員の通勤手当認定及び確認の事務を懈怠した。 (2) 当該手当を未決裁で支出した。 また、これにより当該手当及び旅費について32,400円の返納及び3,625円の追給を発生させた。
事件発生年月日	令和4年度～令和5年度
被処分者の年齢	50歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	事務局
被処分者の職	事務職
被処分者の氏名	—
備考	—

【担当：服務管理担当（内線 6215）】